

平成28年11月16日

助成金申請時に添付が必要な書類としての「写真」提出の留意点

NPO 水漁機構（漁船リース班）

漁船リース事業において、リース事業者が水漁機構に提出する書類として、請求分に対応する証拠「写真」の添付を求めています。この写真の撮影・提出にあたっては、下記事項を参考にお取り組み下さいますようお願いいたします。

なお、写真は請求書の内容と合致するようにしてください。

1. 申請時に必要な写真

[新船建造の場合]

(1) 助成金概算払請求書（「業務要領」別記様式 第6-3号）

[概算払請求分に対応する工事中の状況写真]

① 造船所、鉄工所等における工事の進捗状況を確認し、証明するための写真。

(2) 助成金精算払請求書（「業務要領」別記様式 第6-4号）

[精算払請求分に対応する工事完了後の状況写真]

① 船体の写真

船首・船尾・中央部からそれぞれ全体を写した写真。漁船登録番号、船名が確認できる写真。

② 機関

機関及び型番が確認できる写真。

③ 機器類の写真

財産管理台帳に記載する機器類全体、型番を確認できる写真。

[中古船改造の場合]

(1) 助成金概算払請求書（「業務要領」別記様式 第6-3号）

[概算払請求分に対応する工事着手前と工事中の状況写真]

① 漁船改造、機器類の新替工事等の進捗状況を確認し、証明するための写真。

(2) 助成金精算払請求書（「業務要領」別記様式 第6-4号）

[精算払請求分に対応する工事着手前と工事完了後の状況写真]

① 船体の写真

工事箇所の写真。漁船登録番号、船名が確認できる写真。

② 機関

交換の有無に拘わらず機関及び型番が確認できる写真。

③ 機器類の写真

新替えした機器の全体、型番を確認できる写真。

2. 写真のサイズ等

- (1) 写真は、デジタルカメラで撮影したもので可とする。
- (2) 撮影日の年月日を記載する。
- (3) 写真の大きさは、原則A4縦の台紙に2～4枚で収まるサイズとする。

3. 写真の整理

- (1) 写真ファイル（A4長辺2穴左綴）を作成し、目次（一覧表）を付ける。
- (2) 写真に通し番号と必要な情報を付加する。
- (3) 機器名、機械型式、型番、撮影日、摘要（管理番号等）を記載する。

4. 撮影用ボードの使用と例

撮影に当たっては、被写体に時、場所、撮影者等を明示したボードを添える。なお、ボードの文字がはっきり読めること。

撮影用ボードには次の項目を記載し、適宜A3版等のサイズで印刷する。

(撮影ボード例)

事業名	平成27年度補正 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業
撮影年月日	平成 年 月 日 ←交付決定日以降！
リース事業者	〇〇〇〇 (計画番号)
撮影場所	
撮影者名	

5. その他

- (1) 提出資料の部数に応じて、写真の作成枚数を調整する。
- (2) 不明な点については、水漁機構（漁船リース事業班）と相談し対処する。

以上